

平成29年度 第3回秋田市廃棄物減量等推進審議会議事録(概要)

- 1 開催日時 平成30年1月17日(水) 午後2時00分から
- 2 会場 秋田市庁舎 5階第3・4委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員 柴山敦会長、西川竜二委員、石郷岡誠委員、佐藤眞知子委員、佐々木文勝委員、橋野茂子委員、菅原フサ子委員、北村知子委員、川越政美委員、天野裕壽委員、齊藤千哲委員、平澤富美子委員(15人中12人出席)
 - (2) 事務局 中島修環境部長、佐々木琢宏環境部次長、井筒渉環境都市推進課長ほか9名
- 4 議事概要 以下のとおり

発言者	発言要旨
会長	次第2の(1)のア、前回審議会で委員から質問のあった事項への回答について事務局の説明を求める。
事務局	(資料1について説明)
会長	只今の説明に対し、意見、質問など無いか。 (特になし)
会長	次に次第2の(1)のイ、これまでの審議における委員の意見と答申(案)への反映についてとウの家庭系ごみの有料化制度評価報告書(答申案)について一括して事務局の説明を求める。 なお、分量が多いため、まずは資料3の「はじめに」と「終わりに」、それから資料2と資料3の「1 排出量の抑制」について事務局の説明を求める。
事務局	(資料3の「はじめに」「終わりに」および資料2と資料3の「1 排出量の抑制」について説明)
会長	只今の説明に対し、意見、質問など無いか。
委員	文言についての意見はないが、3ページの図の縦軸に本市の目標値に対応した480グラムを記載していただければわかりやすいのではないかと。
事務局	そのように対応させていただく。

会長	次に資料2と資料3の「2 再生利用の促進」について事務局の説明を求める。
事務局	(資料2と資料3の「2 再生利用の促進」について説明)
会長	只今の説明に対し、意見、質問など無いか。 (特になし)
会長	次に資料2と資料3の「3 処理手数料相当額の使途の活用」について事務局の説明を求める。
事務局	(資料2と資料3の「3 処理手数料相当額の使途の活用」について説明)
会長	只今の説明に対し、意見、質問など無いか。
委員	5ページに記載の「地域ESCO(エスコ)事業」の説明を求める。
事務局	事業の概要については第1回審議会で説明しているが、詳しく説明すると、ESCO事業というのは、省エネ設備を導入することであるが、通常であれば事業者自らが設備投資をすることとなり、初期費用が非常に高くなる。このESCO事業については、ESCO事業者が初期費用を代わりに支払って省エネ設備を導入する。省エネ設備によって浮いた電気代等を原資として省エネ設備を導入した事業者がESCO事業者に分割して費用を支払うという事業であり、施設の管理者にとっては、初期費用を必要としないメリットがある。
委員	8ページの使途の公表についての課題と解決に向けた方向性のところで、アンケート調査の結果、「知らない、わかりにくいといった意見があった」と記載しているが、アンケート調査では半数以上の方が知らないと回答していることを踏まえると、文言が弱いように思われる。半数以上が知らないということに記載するべきではないか。 また、知っているとは回答した方のうち、広報あきたと回答した方が8割以上であり、ホームページと回答した方がほとんどいない。ホームページの活用ということは進めていかなければならないが、ホームページが実際には見られていないという現

状を踏まえると、例えば全戸や転入者に配布していて、より多くの方に見られていると考えられる「ごみの出し方・分け方手引き」の1ページを活用してごみ処理手数料や相当額の使い道等を記載するというようなことを考えていかなければいけないと思う。

事務局

半数以上が知らないということに記載させていただく。
「ごみの分け方・出し方手引き」を広報媒体として活用することについても検討するとともに答申（案）に記載させていただく。

会長

次に資料2と資料3の「4 住民の意識改革」について事務局の説明を求める。

事務局

（資料2と資料3の「4 住民の意識改革」について説明）

会長

只今の説明に対し、意見、質問など無いか。

委員

意識改革については、行政側からの広報や啓発だけではだめだと考えている。モデル地区などを設定して地域で取り組むなど、何か方法を考えているのであれば教えていただきたい。

事務局

広報や啓発で周知を図るだけではなく、モデル地区を設定し、地域で取り組むといったようなことも、今後、研究していきたいと考えている。

委員

ここで問題となっているターゲットは、有料化しても経済的インセンティブが働かない、ごみの減量に関心がない、分別に手間がかかるという方であり、行政側の説明会等には参加しないのではないか。そういった方に対してごみの分別等の意識を変えろということは難しいと考えることから、売る側に対してごみとなる包装を少なくしてもらうような働きかけをしていくことや、ごみを分別しやすいシステム、例えば回収場所を設置してもらうといったことなどを検討していかなければ、家庭ごみに混ざっている資源化物の分別は進んでいかないのではないか。

事務局

事業者を交えた取組についても研究していくという文言を答申（案）に記載させていただく。

会長	次に資料 2 と資料 3 の「5 管理経費の削減等」について事務局の説明を求める。
事務局	(資料 2 と資料 3 の「5 管理経費の削減等」について説明)
会長	只今の説明に対し、意見、質問など無いか。
委員	文章についてだが、CO ₂ の削減量は記載されているが、対象年度の 24 年度の排出量の記載はない。24 年度の排出量を文言に記載すべきである。また、10 ページの表に各年度の CO ₂ 排出量を記載してはどうか。
事務局	ご指摘のとおり修正させていただく。
委員	収集運搬費用について、費用の低減には至っていないとのことであるが、いくらぐらいの低減を見込んでいたのか。 また、課題と解決に向けた方向性のところで、費用が低減できない理由としてごみ集積所の増加や早い時間に収集しなければならないとしているにもかかわらず、ごみを減量すれば費用の低減につながるというのは、文章としておかしいのではないか。 このほか、一般の方に関わりの深いごみ集積所数や収集台数、収集運搬費用を記載してはどうか。
事務局	どのくらいごみが減ればどの程度費用が低減されるかということ計算することは非常に難しいことから、数字の見込みは算出していない。ただし、ごみが減ると費用が低減されることにはなる。 また、費用が低減されない要因とごみの減量の関連性については、文言を修正させていただく。 ごみ集積所数や車両台数、収集運搬費用については、表に記載する。
会長	次に資料 2 と資料 3 の「6 不適正排出や不法投棄の防止」について事務局の説明を求める。
事務局	(資料 2 と資料 3 の「6 不適正排出や不法投棄の防止」について説明)
会長	只今の説明に対し、意見、質問など無いか。

委員 24年度のシール貼付枚数と28年度のシール貼付枚数を比べると、不適正排出は増えているがこの要因は何か。また、この対策についてどのように考えているか。

事務局 24年度は、有料化を実施した7月以降からの枚数であり、年度で比較するとすれば25年度以降と比較していただければ思う。25年度と比較すると不適正排出件数は、約半分まで減少している。答申（案）にも記載のとおり、減少傾向にあるものの、不適正排出等は全くないことが望ましいことから、これまでも集積所パトロールを行っているが、今後も、不適正排出の多い集積所を重点的にパトロールするなどの対策を考えながら取り組んでいきたい。

委員 10月頃にごみ集積所にテレビとストーブが捨てられていた。時期的なこともあり、ストーブはすぐに誰かが持って行ったようだが、テレビは、2週間くらい放置されて、その後、誰かが持って行ったようである。このような不適正排出に関する情報は市のほうに伝わっているのか。

事務局 4班体制で1日約10箇所から20箇所程度のごみ集積所をパトロールしている。パトロールするごみ集積所は、前日に収集運搬事業者が不適正排出を確認し、色付きのシールを貼付した上で、市に報告してきた箇所である。収集運搬事業者からの報告を受け、翌日に該当するごみ集積所をパトロールするが、不適正排出されたごみがなくなっているということは、不適正排出をした本人がシールを貼付されて間違いに気付き、自分で持って帰ったか、又は、町内の清掃当番の方が本来出さなければいけない収集日まで持っているということが考えられる。あってはいけないことだが、ごみ集積所からの持ち去りということもありえないわけではない。

今おっしゃられたごみ集積所でのストーブとテレビの不適正排出について市に報告されているかについては、手元に資料がないので回答できないが、後日お調べしてお伝えする。

委員 袋の貼付枚数は、不適正排出されたごみ袋の数ということで理解できるが、指導件数一件というのは、どのように理解すればいいのか。

また、行政と契約していない事業者がごみ集積所から古紙を持ち去っているという報道を見たことがあるが、法的には問題

ないのか。自治体によっては、「集積所からの持ち去りは違法です。」という看板が設置されているが。

事務局

指導件数一件というのは、実際に不適正に排出されたごみの袋を開封して排出者が明らかになれば、その方の自宅まで出向いてごみの出し方の指導をした件数である。

ごみ集積所からの持ち去りについては、非常に難しいところであり、自治体によっては、条例で持ち去りを禁止しているところもある。秋田市ではそういった条例は設定していないが、持ち去りしないよう周知しているところである。

会長

答申としては、【終わりに】の2段落目に記載のとおり、今後、本答申をもとに、課題解決のための施策の具体化に取り組んでいくことを期待するというのが骨子的な要素になると考えているが、全体を通して再度意見等はないか。

委員

設定金額についてはどうなのかということは記載する必要がないのか気になっている。

委員

今回の答申としては、これまでの審議会における委員からの意見も反映されていることから、このようなまとめ方でよいと判断する。金額については、ごみの減量という観点からは一定の効果は得られていると考えられる。このことを踏まえると、今回はこの答申（案）でよいのではないか。

事務局

これまでの審議の中で制度を評価していただけてきたが、排出量の状況をお示ししたときに金額を変更するという議論はなかったと認識している。

事務局

1リットル1円という金額は、国の資料等を参考に慎重検討して設定したものである。これまでの審議においても、排出量については減少傾向にあるけれども削減効果は鈍化しているという評価もされているが、これは、1リットル1円を前提にしているものと認識している。この金額は全国的に高くもなく低くもないと思う。北海道の手数料は平均2円、帯広では1リットル3円となっている。秋田市にあてはめて計算すると3円の場合は、380グラムくらい、2円だと420グラムくらいまで減量できるのではないかと思うが、この制度を進めるにあたって、ごみの減量を第一に考えてはいるものの、いろいろな部分を考慮して作った制度である。

金額について、現状を踏まえて記載が必要であるということであればそのようにするが、その場合は、金額についてさらに審議をしていく必要がある。

先ほど、委員から金額については、ごみの減量という観点からは一定の効果は得られていると考えられる。という意見もあったことも踏まえて、記載するかどうか判断していただきたい。

会長

この制度を評価し、今後の展望も含めて答申するということ踏まえると、今回はこのままの形で答申するほうがいいと思うかがか。

(異議なし)

会長

他に意見は無いか。

答申(案)については、各委員から大きな修正が挙げられなかったことから、答申(案)の修正の確認については、私に一任いただいてもよろしいか。

(異議なし)

以上で審議を終える。